# 令和6年度 岩内町特定事業主行動計画の実施状況

# 1. 主旨

令和2年3月に策定した「岩内町特定事業主行動計画」の実施状況について、次世代育成支援対策推進法第19条第5項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項の規定に基づき公表します。

# 2. 実施状況

### 1) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

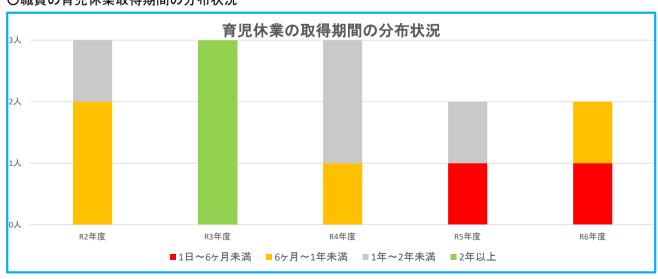
### 〇育児休業取得率

【数值目標:男性職員取得率10%、女性職員取得率100%】

年度	区分	当該年度中に新たに 取得可能となった人数	新規取得者	取得率
令和2年度	男性職員	4人	0人	0%
7142千度	女性職員	3人	3人	100%
令和3年度	男性職員	2人	0人	0%
71年度	女性職員	3人	3人	100%
令和4年度	男性職員	2人	1人	50%
	女性職員	2人	2人	100%
令和5年度	男性職員	人0	1人	_
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	女性職員	1人	1人	100%
令和6年度	男性職員	2人	2人	100%
	女性職員	0人	0人	_

※新規取得者とは、当該年度中に新たに育児休業(再度の育児休業者を除く。)を取得した人数をいう。

## ○職員の育児休業取得期間の分布状況



<sup>※</sup>取得率とは、「当該年度中に新たに取得可能となった人数」に対する「新規取得者」の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。

#### 〇男性職員の配偶者出産休暇、育児参加休暇の取得率

【数値目標:取得日数1日以上の職員を100%(配偶者出産休暇)】

【数値目標:取得日数1日以上を100%(育児参加休暇)】

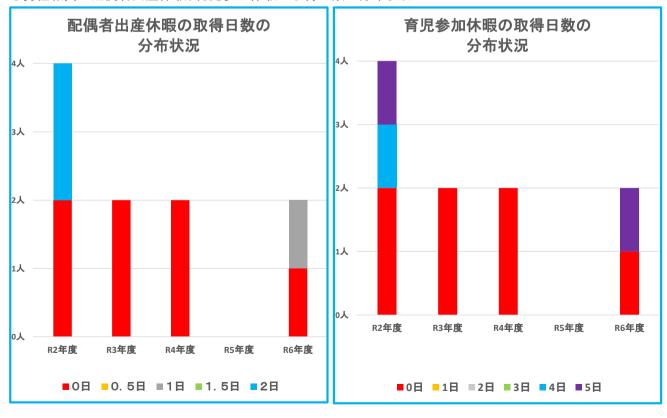
年度	区分	当該年度中に新たに 育児休業が取得可能 となった男性職員数	取得者	取得率
令和2年度	配偶者出産休暇	4人	2人	50%
₽₩∠+皮	育児参加休暇	4人	2人	50%
令和3年度	配偶者出産休暇	2人	0人	0%
予和3年度	育児参加休暇	2人	0人	0%
令和4年度	配偶者出産休暇	2人	0人	0%
71444度	育児参加休暇	2人	0人	0%
<b>今和6</b> 年度	配偶者出産休暇	0人	0人	_
令和5年度	育児参加休暇	0人	0人	_
令和6年度	配偶者出産休暇	2人	1人	50%
	育児参加休暇	2人	1人	50%

※取得者には該当年度の前年度又は次年度に取得した場合も含める。なお、次年度に取得した場合は、当該年度の5月末までに限る。

・出産を控えている男女に対し、各種両立支援制度(育児休業、配偶者出産休暇、育児参加休暇等)の利用促進やキャリアプランに関する助言を行うこととしています。

・育児休業の取得の申し出があった際、代替措置として会計年度任用職員を確保することとしています。

### 〇男性職員の配偶者出産休暇、育児参加休暇の取得日数の分布状況



## 2) 時間外勤務の削減

【数値目標:常勤職員(管理職以外)平均超過勤務時間 月20時間以内】

## 〇各月ごとの平均超過勤務時間等

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度	25.0時間	20.3時間	18.0時間	16.4時間	16.5時間	15.1時間	28.3時間	19.3時間	18.1時間	18.5時間	19.0時間	20.0時間
対象職員数	113	3人	超過勤和	务時間計	21,41	6時間	1ヶ月あ	たりの平	均超過勤	<b>か務時間</b>	19.5	時間

# 〇職員の超過勤務の上限(月45時間・年360時間)を超えて命じられた職員数

年度	対象職員数	月45時間越え職員数	年360時間超え職員数
令和6年度	113人	35人	16人

<sup>・</sup>毎週水曜日にノー残業デーであることを庁内放送にて周知し、定時退庁を促しています。

### 3)休暇取得の促進

【数值目標:職員平均年次有給休暇取得日数 10日】

#### 〇年次有給休暇の平均取得日数

年	年次休暇取得日数(年間計)	対象職員数	平均日数(1人あたり)
令和2年	1,155.4日	115人	10.0日
令和3年	1,073.0日	93人	11.5日
令和4年	1,176.0日	95人	12.4日
令和5年	1,789.3日	136人	13.2日
令和6年	1,717.2日	134人	12.8日

<sup>※</sup> 対象職員数は調査対象期間の全期間在職した者(調査対象期間の中途で採用された者及び退職した者は含まない。)とし、期間中に育児休業等の期間がある職員を除く。

## 〇年次有給休暇の取得日数が5日未満の割合

年	対象職員数	5日未満職員	割合
令和6年	134人	2人	1.5%

<sup>・</sup>月曜・金曜やゴールデンウィーク等と組み合わせての連続休暇の取得を推奨するなど、効果的な取得を推進しています。

<sup>・「</sup>時間外勤務縮減に向けた取組方針」に基づき、事前命令の徹底や超過勤務時間が45時間を超えた職員の業務内容及び今後の見通しに関する報告を義務づけるなど、全庁的な取り組みを実施しています。

<sup>・</sup>職員に対して、特別休暇(子の看護等休暇、育児参加休暇など)の周知を行うなど、子育て世帯等に対する理解度を高め、休暇を取得しやすい環境づくりに努めています。

<sup>・</sup>年途中で有給休暇取得日数が5日未満の職員へ取得の推奨をしています。

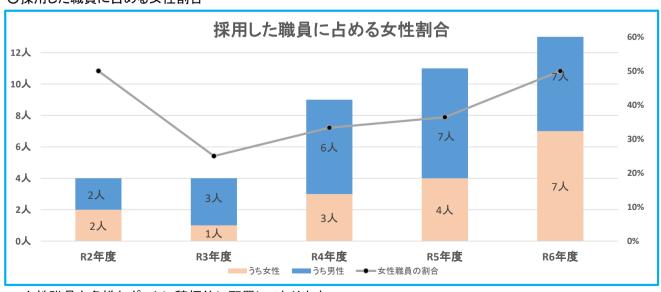
# 4)女性職員の採用・配置・育成に関する取組

## 〇採用者の女性割合

【数値目標:採用者の女性割合 30%以上】

年度	区分	採用者数	うち女性	割合
	一 般 事 務	3人	1人	33.3%
令和2年度	保 育 士	1人	1人	100%
	合 計	4人	2人	50%
	一般事務	3人	1人	33.3%
令和3年度	技師	1人	0人	0%
	合 計	4人	1人	25%
	一般事務	5人	0人	0%
	保 健 師	2人	2人	100%
令和4年度	栄 養 士	1人	1人	100%
	技師	1人	0人	0%
	合 計	9人	3人	33.3%
	一般事務	10人	3人	30%
令和5年度	保 育 士	1人	1人	100%
	合 計	11人	4人	36.4%
	一般事務	9人	3人	33.3%
	保 育 士	2人	2人	100%
令和6年度	保 健 師	1人	1人	100%
	技師	2人	1人	50%
	合 計	14人	7人	50%

# 〇採用した職員に占める女性割合



・女性職員を多様なポストに積極的に配置しております。

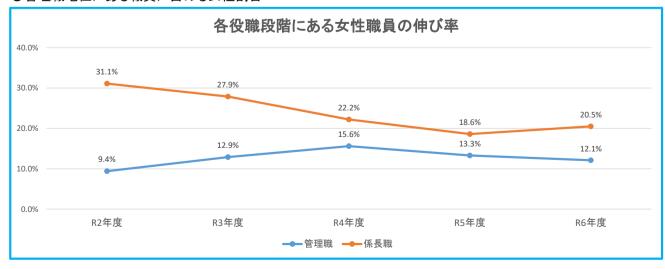
- ○管理職地位にある職員に占める女性割合
- 〇係長相当職以上の女性割合

【数値目標:管理職地位の女性割合20%以上、係長相当職の女性割合40%以上】

年度	区分	職員数	うち女性	割合
	部 長 相 当 職	8人	0人	0%
	課長相当職	24人	3人	12.5%
令和2年度	管理職の計	32人	3人	9.4%
	係長相当職	45人	14人	31.1%
	係長相当職以上の計	77人	17人	22.1%
	部長相当職	8人	0人	0%
	課長相当職	23人	4人	17.4%
令和3年度	管 理 職 の 計	31人	4人	12.9%
	係長相当職	43人	12人	27.9%
	係長相当職以上の計	74人	16人	21.6%
	部長相当職	8人	0人	0%
	課長相当職	24人	5人	20.8%
令和4年度	管 理 職 の 計	32人	5人	15.6%
	係長相当職	45人	10人	22.2%
	係長相当職以上の計	77人	15人	19.5%
	部長相当職	8人	0人	0%
	課長相当職	22人	4人	18.2%
令和5年度	管 理 職 の 計	30人	4人	13.3%
	係長相当職	43人	8人	18.6%
	係長相当職以上の計	73人	12人	16.4%
	部長相当職	6人	0人	0%
	課長相当職	27人	4人	14.8%
令和6年度	管 理 職 の 計	33人	4人	12.1%
	係長相当職	39人	8人	20.5%
67 / D 7544 / D 7644	係長相当職以上の計	72人	12人	16.7%

- ・各役職段階における人材確保を念頭に置いた人材育成を行っております。
- ・女性職員のみを対象とする研修や外部研修を行っております。

## ○管理職地位にある職員に占める女性割合

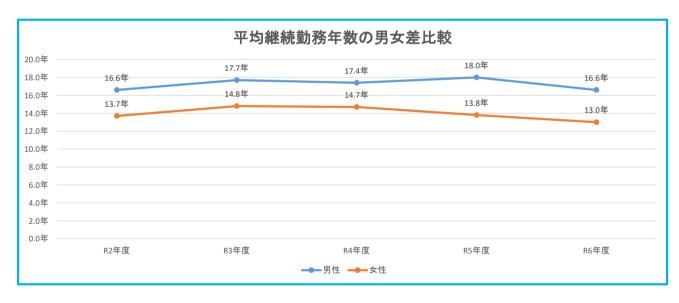


### 〇平均継続勤務年数の男女の差異

【数値目標: 平均継続勤務年数の男女の差異1年以下】

年度	区分	継続勤務年数	対象職員数	平均年数(1人あたり)
令和2年度	男性職員	1,810年	109人	16.6年
71年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 1	女性職員	728年	53人	13.7年
令和3年度	男性職員	1,910年	108人	17.7年
サ和り千皮	女性職員	755年	51人	14.8年
令和4年度	男性職員	1,825年	105人	17.4年
节和4千度	女性職員	735年	50人	14.7年
令和5年度	男性職員	1,832年	102人	18.0年
サ州り千茂	女性職員	688年	50人	13.8年
令和6年度	男性職員	1,660年	100人	16.6年
节和6年度	女性職員	689年	53人	13.0年

<sup>・</sup>女性職員の配置について偏りがないよう、配慮しています。



## 6)セクシュアルハラスメント等の対策の整備状況

・ハラスメント対策を明確化し、良好な職場環境の整備に取り組むため、令和4年9月1日付で「岩内町職員のハラスメントの防止等に関する規程」を制定しました。

## 7)子育てバリアフリー

・親子が気兼ねなく来庁できるよう、住民の方に対する声かけや庁舎内の子ども向け待合スペースの設置、職員に対して応接対応の研修を実施するなど、利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。

### 8)子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

・交通事故防止について庁舎内へのポスター掲示などを行うほか、職員に対しても特に長期休暇前などの呼びかけを行うことにより、交通安全意識の高揚を図っています。